

事務所通信



令和6年4月号

山本修税理士事務所
株式会社 川島経営研究所

<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロセビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 Ex-llinfo@kawa-kei.co.jp

定額減税の準備

(1) 定額減税と給付金の関係について

①住民税非課税世帯及び住民税均等割り世帯の対応
世帯主に1世帯あたり10万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。

住民税非課税世帯は7万円が給付されます。住民税均等割り世帯には10万円が支給されます。非課税世帯には2023年の夏以降に既に給付された3万円とあわせると、1世帯あたり計10万円の給付となります。また18歳以下の児童1人あたり5万円が支給されます。両給付金とも申請が必要です。

- **住民税非課税世帯**

既支給額3万円+給付金7万円+児童の数×5万円

- **住民税均等割りのみ世帯**

給付金10万円+児童の数×5万円

②住民税と所得税を納付している方

所得税の納税者及びその源泉控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、**令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円**が減税されます。

減税前の所得税額及び住民税額が少なく、**定額減税しきれないと見込まれる方には、定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額が1万円単位で給付金として支給されます。**なお合計所得金額1,805万円超の方（給与収入2,000万円超）は定額減税の対象外となります。

(2) 給与支払者側の準備

令和6年6月以降最初の給与支払から調整を行っていきます。

①扶養者の判定と扶養人数の確認

定額減税をするには本人が所得1,805万円以下

になるとと配偶者を含めた扶養人数の確認が必要です。定額減税の人数計算のために「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出し、年末調整を行う勤め先の会社に扶養人数を報告します。ただし基本的には年末調整関係の申告書を提出している人は、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出は必要ありません。

定額減税の扶養判定はその年12月31日時点で扶養できたかどうかで判定します。この考えは年末調整や確定申告の判断と同じです。今年生まれた方は12月31日の時点で扶養になります。また扶養していた方が今年お亡くなりになられた場合、12月31日はありませんが今年までは扶養になります。定額減税の判定もそこは同じです。注意点としては所得税の扶養控除は0歳から15歳まで扶養控除額は0円ですが、年少扶養親族の欄に記入はしておりますから、そこは間違えず1名当たり3万円の控除をします。**なお非居住者の扶養親族は定額減税の対象にはなりません。**

②所得税の調整

3万円+3万円×扶養親族等の数

社員各人の定額減税の個別見込み額を確定したら、その金額に基づいて毎月の算出所得税額から定額減税予定額に達するまで毎月調整し、定額減税予定額に達したら本来の徴収税額に戻します。

各人の定額減税予定額まで徴収しない管理をするには新たな手間が生じます。そこで国としてはこの管理のために**各人別控除実績簿**を利用することを勧めております。国税庁HPより各人別控除事績簿をエクセルで取得することができます。扶養人数と源泉所得税算出税額を入力すると、控除出来る金額および繰越残高はいくらであるか計算が出来ます。

なお各人別控除事績簿の作成義務はなく、管理が出来るのであれば他の方法でもまったく問題ありません。当事務所が使用している給与ソフト各社の説

明では5月中には対応し、6月支給の給料計算までには間に合うそうです。いつも通り給料計算をすれば各人別控除事績簿を使用せずとも定額減税の繰越残高管理が出来るようにバージョンアップします。

③住民税の定額減税の計算

1万円+扶養家族数(源泉控除対象配偶者を含む)
×1万円です。

特別徴収の住民税は、年末調整や確定申告に基づいて6月から翌年5月まで12回に分けて給与から徴収し納税しております。端数調整の関係で最初の6月が少し多く7月以降の残り11回は毎月同額を会社が徴収して納付しております。今回の定額減税は年税額からまず定額減税額を控除して残った金額を11回に分けて納税することになりました。

給与計算上最初の6月は0円、7月から翌年5月は全くの同額で納税をします。なお年収2,000万円を超える見込みのある方がいる場合はその方の住民税のみ6月分が生じます。

当事務所が使用している給与ソフトの対応としては元々6月分と7月以降分とを分けて入力していますので6月分に0円と入力し、7月以降は11等分した住民税を入力することで対応できます。

④定額減税は年末調整や確定申告で確定する

定額減税が正しかったかどうかは結局のところは給与所得のみであれば年末調整でその他の所得がある場合は確定申告時に確定します。年間の算出所得税額から3万円を控除したものが令和6年の所得税確定額です。

それではなぜ給与支払会社に負担や手間をかけてまで給付金ではなく税額控除なのか。年末調整なら一度で済むのに給付を急ぐには、今いただいている給与から天引きしている源泉所得税を減らして手取りを増やせばよいという考えです。給付を急ぎ物価急騰の生活支援を急ぐためです。

もう一つ考えられることとしては給付だと世帯主に振り込まれますが、定額減税にすれば給与所得者本人に調整がされる点です。会社としては源泉所得税を納税しない分を従業員に支払うため手間として

は増えますが支払先が変わるだけで資金繰りは変わりません。

4月からの保険料率の確認

(1) 雇用保険料率

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は昨年と同じです。(下記比較表より)

(2) 健康保険料率

令和6年3月分の健康保険料から料率が変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。給料計算の際は保険料率表を確認の上徴収をお願いします。今年度は関東地方の料率は以下の通りです。10%以上は神奈川県のみとなっております。

(3) 介護保険料率

現在、介護保険料率は1.82%でしたが、令和6年3月分からの介護保険料率は1.60%と変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。

(4) 子ども・子育て拠出金率

子ども・子育て拠出金率は0.36%と昨年より据え置きです。(芝事務所:山本 修)

雇用保険料率

○令和6年4月1日～令和7年3月31日				
		①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	6年度	6	9.5	15.5
	5年度	6	9.5	15.5
建設の事業	6年度	7	11.5	18.5
	5年度	7	11.5	18.5

健康保険料率(関東地方)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	前年
茨城県	9.66%	9.73%	9.77%	9.74%	↓
栃木県	9.79%	9.96%	9.90%	9.87%	↓
群馬県	9.81%	9.76%	9.73%	9.66%	↑
埼玉県	9.78%	9.82%	9.71%	9.80%	↓
千葉県	9.77%	9.87%	9.76%	9.79%	↓
東京都	9.98%	10.00%	9.81%	9.84%	↓
神奈川県	10.02%	10.02%	9.85%	9.99%	→